

**かごしまコンパクトなまちづくりプラン(立地適正化計画)の素案に係る
パブリックコメント手続の実施結果について**

- 1. 意見の募集期間 平成28年9月20日（火曜日）～10月19日（水曜日） （30日間）
- 2. 意見の提出者数 18 人
- 3. 意見の件数 35 件
- 4. 意見の対応区分

対 応 区 分		1 居住誘導区域 について	2 都市機能 誘導区域 について	3 誘導施設 について	4 目標値の設定 について	5 都市機能及び 人口密度を 維持・確保 するための 誘導施策 について	6 素案全体 について	7 その他	計
A	意見の趣旨等を反映し、計 画案に盛り込むもの	0 件	1 件	3 件	0 件	1 件	0 件	0 件	5 件
B	意見の趣旨等は、計画案に 盛り込み済みのもの	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件	1 件
C	計画の推進にあたり参考に するもの	0 件	0 件	0 件	0 件	2 件	0 件	0 件	2 件
D	計画案に盛り込まないもの	0 件	11 件	4 件	0 件	0 件	2 件	0 件	17 件
E	その他要望・意見等	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件	2 件	7 件	10 件
計		0 件	12 件	7 件	1 件	3 件	5 件	7 件	35 件

5. 市民からの意見等の概要及び対応状況

項目	① 居住誘導区域について
	② 都市機能誘導区域について
	③ 誘導施設について
	④ 目標値の設定について
	⑤ 都市機能及び人口密度を維持・確保するための誘導施策について
	⑥ 素案全体について
	⑦ その他

対応区分	A. 意見の趣旨等を反映し、計画案に盛り込むもの
	B. 意見の趣旨等は、計画案に盛り込み済みのもの
	C. 計画の推進にあたり参考にするもの
	D. 計画案に盛り込まないもの
	E. その他要望・意見等

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
1	② 都市機能誘導区域について(喜入地域)	都市機能誘導区域が国道から20mの範囲だけでは狭い。幅広く都市機能誘導区域を計画してほしい。	<p>本市の沿道型の用途地域等の設定については、「都市計画マニュアル」において、沿道型の用途地域の範囲を『概ね20m～50m程度が考えられる』としていることから、今回の喜入地域を含む集落核の都市機能誘導区域の設定にあたっては、集落核の誘導施設を「150m以上の物品販売業を営む店舗」としているため、日常生活の利便性を確保するために小～中規模の店舗等が立地できる地域としての「20mを標準」とする考え方を準用して設定したところです。</p> <p>しかしながら、いただいたご意見や実態を踏まえ、集落核においても、日常生活を営む上で必要となる施設として医療機能や金融機能を誘導施設に追加する見直しを行うことや、コンビニエンスストア等の立地においては駐車場の設置を伴うなど一定規模の一団の土地が必要になることから、集落核の都市機能誘導区域の設定の範囲を、都市計画マニュアルにおける最大の「道路境界から50m」に変更したいと考えております。</p> <p>なお、集落核のうち、幹線道路沿道型の特定用途制限地域を指定している石谷小周辺については、道路境界から50mの設定となっていることから、これとも整合が図られます。</p>	A
2	② 都市機能誘導区域について	<p>(3) 本港区ウォーターフロント地区について ○立地適正化計画は、平成13年に策定されて以降数度の改訂を経て「かごしま都市マスタープラン」の一部として捉えられるが、都市マスタープランでは、「いづろ・天文館地区に近接した本港区隣接ゾーンは、広域交流・業務ゾーンとして、中心市街地との一体的な土地利用を促進する」と、土地利用の方針が示されている。</p> <p>○現在、ウォーターフロント地区は、中心市街地に隣接し高次都市機能を誘導し得る格好のスペースとなっており、ドルフィンポート跡地等では目下スポーツイベント等が開催可能な大規模集客施設の建設などが取り沙汰されている。この地区は臨港地区として、素案では一律に居住誘導区域・都市機能誘導区域には含めていないが、今後、積極的に都市機能の誘導を図っていくべき区域と考える。改めて、鹿児島市としての本港区隣接ゾーンの今後の土地利用の方針を確認したい。 (概要P8、別図) (本編P67、別図)</p>	<p>平成19年3月に改訂した「かごしま都市マスタープラン」の地域別構想や、23年度策定の「鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプラン」では、「本港区においては、雄大な桜島や市街地中心部に隣接した立地性を活かした商業・業務施設の立地誘導、人と海がふれ合える公園・広場の整備、多彩なイベントの開催等により、活気ある交流空間を形成することとなっておりますが、当地区周辺は、都市計画法に基づき、港湾を管理運営するために定める「臨港地区」に指定され、港湾施設などが立地する地域及び将来これらのために供せられる地域となっております。</p> <p>このことから、今回の素案においては、「一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき居住誘導区域」及び、「その区域内に設定する都市機能誘導区域」から「臨港地区」を除外しております。</p>	D

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
3	② 都市機能誘導区域について	<p>コンパクトなまちづくりの目的については、賛成です。 しかし、伊敷地域における都市機能誘導区域を、伊敷支所を中心にした区域にしていることについては、理解ができません。10月11日の説明会でも質問しましたが、納得いく回答ではありませんでした。 伊敷支所周辺は現在、医療・福祉・商業等の施設はほとんどなく、これらの施設の大部分が鹿児島県民総合保健センターよりも南側の下伊敷に立地しています。現状を鑑みれば、下伊敷を都市機能誘導区域とした方が、現実的ではないでしょうか。 なぜ、伊敷支所を中心にした区域を都市機能誘導区域にしているのでしょうか。伊敷支所があるからですか。しかし、吉野地域はそうではありません。吉野支所からだいぶ離れています。 「鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプラン」に定めているからですか。では、なぜガイドプランで、伊敷支所を中心にした区域を地域生活拠点にしたのですか。ガイドプランに定めてしまったから、もう変更できないのですか。 また、鹿児島市は高齢者福祉センター伊敷（仮称）・西部親子つどの広場（仮称）を、鹿児島西高等学校跡地（下伊敷）に建設中です。かごしまコンパクトなまちづくりプランの考え方と整合がとれていないのではないのですか。</p> <p>繰り返しますが、伊敷地域の都市機能誘導区域は、下伊敷とした方が現実的だと思います。伊敷支所を、下伊敷に移転するなど思い切った施策が必要ではないでしょうか。</p>	<p>平成19年3月改訂の「かごしま都市マスタープラン」では、「人口減少・超高齢化に対応したコンパクトな市街地を形成する集約型都市構造の実現」という基本理念に基づき、地域別構想においては、「日常生活を形成している伊敷支所周辺について、商業・サービス施設や公共施設等の立地を促進し、地域の生活、コミュニティ活動の中心となる生活拠点機能の充実を図る」としております。</p> <p>また、「かごしま都市マスタープラン」の基本理念に基づき、23年度に策定した「鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプラン」においても、伊敷支所周辺を地域生活拠点として位置づけているところです。</p> <p>このことを踏まえ、今回の素案においても、伊敷支所周辺の土地利用ガイドプランで設定した地域生活拠点を都市機能誘導区域に設定したところです。</p>	D
4	② 都市機能誘導区域について	<p>真砂・真砂本町、鴨池新町地区は鹿児島市の居住誘導区域となっているが、鹿児島県庁近隣でもあり、大隅半島との交通を結ぶ重要拠点でもある。医療・福祉施設や住居等がまとまって立地し、公共交通のアクセスも充実している。しかし、高齢化問題、人口の空洞化等々、今後予想される。 “コンパクトなまちづくり”の方向性として、今ある地域性・機能性を維持しながら、発展するまちづくりが必要なのではないのでしょうか。熊本地震を教訓として、都市機能について再考していただきたい。 当法人は、真砂・真砂本町地区にて、より一層の地域医療に貢献し、また、地区住民が住み慣れた地域で安心して暮らせる街づくり、災害時の拠点となる役割も果たしていきたいと考えております。地域の拠点となる当地区に生活利便施設の一環として医療・介護・福祉施設を整備して為にも、当地区を居住誘導区域ではなく、都市機能誘導区域として設定していただきたい。</p>	<p>平成19年3月改訂の「かごしま都市マスタープラン」に掲げた「人口減少・超高齢化に対応したコンパクトな市街地を形成する集約型都市構造の実現」という基本理念に基づき、23年度に、中心市街地や地域生活拠点、団地や既存集落等の地域の核となる地区に、店舗等の生活利便施設を集約し、高齢者をはじめ多くの人が、徒歩・自転車、公共交通機関により日常生活が可能となる徒歩生活圏が形成されるよう、土地利用の誘導方針として、「鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプラン」を策定しております。</p> <p>また、今回の素案の作成にあたっては、まちづくりの方向性として、この土地利用ガイドプランと同様に、「歩いて暮らせるまちづくり」をキーワードに、利便性の高いまちを維持するために、既存の施設を念頭に、中心市街地や副都心に大規模な商業施設を集積するとともに、地域生活拠点や団地核、集落核を基本として、生活利便施設を集約し、一定の人口密度を維持しながら歩いて暮らせる生活圏の形成を図るなどとしており、都市機能誘導区域の設定にあたっては、土地利用ガイドプランで設定した中心市街地、副都心、地域生活拠点、団地核、集落核を基本として設定しております。</p> <p>なお、当該地区は、「かごしま都市マスタープラン」では、一般住宅ゾーンに位置付けられており、都市機能誘導区域は設定していないところです。</p>	D

番号		項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
5	②	都市機能誘導区域について	<p>1. 目的 市電が巡回する区域(市電巡回内部区域)～キラメキテラス計画地、鹿児島大学等含む区域を「都市機能誘導区域」に指定修正してもらいたい。</p> <p>2. パブリックコメントの論理展開の根拠 ・ 立地適正化計画の目的 ・ 市電の意義 ・ 居住誘導区域と都市機能誘導区域の定義 ・ 鹿児島市の総合戦略</p> <p>3. パブリックコメント かごしまコンパクトなまちづくりプラン(立地適正化計画)は、鹿児島市の少子高齢社会における30年先を見据えて将来像を示す意義ある計画と思われ、安全で安心できる便利な未来の鹿児島市を実現していく新たな生活基盤を構築していく計画かと存じます。 なお、本まちづくりプランの実現のために、「都市機能誘導区域」のゾーニングについて、コメントさせていただきたいと思えます。</p> <p>コメントの趣旨は、人は何故移動するのでしょうか？即ち生活の為に移動します。未来の鹿児島市民の移動手段は、高齢化や人口減少に対応する為にバス・タクシー・マイカー・自転車、および次世代型路面電車が想定されます。現在の市電が巡回する区域は鹿児島大学、および多くの医療・福祉施設、商業施設等含む区域が含まれていますが、さらに2020年に交通局跡地に商業機能と医療・健康施設を集積したキラメキテラスが完成する予定で、それらを含む市電巡回内部区域を「都市機能誘導区域」の指定に加えた方が、本まちづくりプランの推進に寄与できるということです。</p> <p>その理由について、以下に記述させていただきます。</p> <p>1. 本まちづくりプランの目的として、 ① 住居や生活利便施設がまとまって立地する「コンパクトなまちづくり」 ② 公共交通により、生活利便施設等にアクセスできる「公共交通ネットワーク」を連携させたまちづくりとあります。 本プランの中では、JRの駅、バス停は公共交通の拠点に考慮されていますが、生活に便利な鹿児島市電が考慮されていないようです。鹿児島市の地域別将来人口によれば、将来も鹿児島市の90%以上の住民が鹿児島市都市計画区域に住むとあり、身近で便利な移動手段の鹿児島市電車の活用がさらに重要になると思われます。そのため、市電の交通ネットワークを積極的に活用する意義は大きいかと考えるからです。</p> <p>2. 市電は現状でも、市民の重要な公共交通機関であり、しかも、電気による環境にやさしいエコ交通機関で、本計画の環境への負荷軽減にさらに貢献していくものと思われます。さらに、これから子育て世代の市電活用や、高齢化で自家用車の運転をやめた高齢者が増加していくことを考えれば、ベビーカーや車いす活用が便利な市電は、鹿児島市の公共交通機関としてますます重要になっていくと想定され、市電が重要な公共交通ネットワークとになっていくと考えられるからです。</p>	<p>平成19年3月改訂の「かごしま都市マスタープラン」に掲げた「人口減少・超高齢化に対応したコンパクトな市街地を形成する集約型都市構造の実現」という基本理念に基づき、23年度に、中心市街地や地域生活拠点、団地や既存集落等の地域の核となる地区に、店舗等の生活利便施設を集約し、高齢者をはじめ多くの人が、徒歩・自転車、公共交通機関により日常生活が可能となる徒歩生活圏が形成されるよう、土地利用の誘導方針として、「鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプラン」を策定しております。</p> <p>また、今回の素案の作成にあたっては、まちづくりの方向性として、この土地利用ガイドプランと同様に、「歩いて暮らせるまちづくり」をキーワードに、利便性の高いまちを維持するために、既存の施設を念頭に、中心市街地や副都心に大規模な商業施設を集積するとともに、地域生活拠点や団地核、集落核を基本として、生活利便施設を集約し、一定の人口密度を維持しながら歩いて暮らせる生活圏の形成を図るなどとしており、都市機能誘導区域の設定にあたっては、土地利用ガイドプランで設定した中心市街地、副都心、地域生活拠点、団地核、集落核を基本として設定しております。</p> <p>なお、中心市街地を除く、市電沿線につきましては、「かごしま都市マスタープラン」では、地区整備の方針として平坦部住宅市街地ゾーンに位置付けられており、また、「土地利用ガイドプラン」では、一般商業ゾーンに区分され、商業の立地を促進する地域とする一方、広域的商業等の中心市街地等への集積を促進する観点から立地する商業施設等の規模を抑制することとしております。</p> <p>その他、居住誘導区域の設定にあたっては、生活利便性が確保される区域として、公共交通沿線（駅・バス停）から500m圏域としておりますが、この中に、市電の電停が含まれており、それを考慮した設定となっております。</p> <p>また、本市では、平成27年12月に策定した「鹿児島市まち・ひと・しごと創生 総合戦略」において、4つの基本目標を掲げ、人口減少問題の克服等に向けて全庁的に取り組んでいるところであり、これとも連携を図りながら計画を推進してまいりたいと考えております。</p>	D

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
		<p>3. 本まちづくりプランにおける「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」の設定の考え方について、まず、鹿児島市都市計画区域における居住誘導区域は、4つの条件の中で、上位の条件である生活利便性が確保されること、公共交通沿線(駅、バス停から500m圏域)とのことが設定条件となっています。</p> <p>一方、「都市機能誘導区域」の設定は、居住誘導区内にある土地利用ガイドプランの拠点(中心市街地、副都心、地域生活拠点、団地核、集落核)とするとあります。</p> <p>市電の電停も駅、バス停と同じ役割を果たし、電停から500m圏域は、居住誘導区域の地域生活拠点となることを考慮すれば、市電巡回内部区域を都市機能誘導区域する価値は大きいと考えるからです。</p> <p>4. 鹿児島市は将来にわたっての地域の活力を維持し、地方創生に積極的に対応していく指針として「鹿児島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を2016年3月に策定しました。</p> <p>総合戦略は、本かごしまコンパクトなまちづくりプランとも深く連携されていくことで、相乗効果が生まれるものと考えます。</p> <p>総合戦略には、4つの重点戦略(①世界基準の観光都市づくり、②“高”“医”“良”都市の創造、③大学との連携強化とふるさと教育の推進、④連携中核都市圏の形成)があり、私共が区域修正を提案する市電巡回内部区域には、総合戦略③に寄与する教育の中心となる鹿児島大学、さらに、総合戦略②に寄与する多くの医療機関、介護事業所があります。</p> <p>素案には都市機能誘導区域に鹿児島市立病院敷地は含まれていますが、市立病院前にも電停が有り素案作成時から市電の活用は検討されていたと思われ、市電巡回内部区域は鹿児島市のまちづくり、地方創生の拠点となる可能性が高いことから、この提案区域を都市機能誘導区域に加える意義は大きいと考えるからです。</p>		
6	② 都市機能誘導区域について	<p>医療・福祉・商業施設、住居がまとまって立地しそれを結ぶ公共交通機関により「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」が、標榜されています。</p> <p>都市計画と公共交通の一体化をめざし、天文館～中央駅～鹿児島大学～武之橋の市電のループしている部分については、誘導区域に指定して、公共交通と一体となったまちづくりを強く打ち出すべきです。</p> <p>コンパクトシティの実現に向けては、交通車両渋滞対策が不可欠です。交通インフラとしてもバリアフリーが進めて、車を持たずとも快適で充実した都市生活が営めるよう、マスタープランづくりを行う事が大事だと考えます。</p>	<p>平成19年3月改訂の「かごしま都市マスタープラン」に掲げた「人口減少・超高齢化に対応したコンパクトな市街地を形成する集約型都市構造の実現」という基本理念に基づき、23年度に、中心市街地や地域生活拠点、団地や既存集落等の地域の核となる地区に、店舗等の生活利便施設を集約し、高齢者をはじめ多くの人々が、徒歩・自転車、公共交通機関により日常生活が可能となる徒歩生活圏が形成されるよう、土地利用の誘導方針として、「鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプラン」を策定しております。</p> <p>また、今回の素案の作成にあたっては、まちづくりの方向性として、この土地利用ガイドプランと同様に、「歩いて暮らせるまちづくり」をキーワードに、利便性の高いまちを維持するために、既存の施設を念頭に、中心市街地や副都心に大規模な商業施設を集積するとともに、地域生活拠点や団地核、集落核を基本として、生活利便施設を集約し、一定の人口密度を維持しながら歩いて暮らせる生活圏の形成を図るなどとしており、都市機能誘導区域の設定にあたっては、土地利用ガイドプランで設定した中心市街地、副都心、地域生活拠点、団地核、集落核を基本として設定しております。</p> <p>なお、中心市街地を除く、市電沿線につきましては、「かごしま都市マスタープラン」では、地区整備の方針として平坦部住宅市街地ゾーンに位置付けられており、また、「土地利用ガイドプラン」では、一般商業ゾーンに区分され、商業の立地を促進する地域とする一方、広域的商業等の中心市街地等への集積を促進する観点から立地する商業施設等の規模を抑制することとしております。</p>	D

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
7	② 都市機能誘導区域について	市民の足となる市電沿い（高見馬場～郡元など）にも都市機能誘導区域を拡充することで、「鹿児島中央駅周辺」、「天文館周辺」の2か所の点、線の賑わいから面的な賑わい創出が期待できるようになるのではないのでしょうか。また、鹿児島大学キャンパスの北側に都市機能誘導区域が広がることになれば、都市機能と連携が生まれ、鹿大生を中心に若者が活躍できる可能性が広がりやすくなると思います。	平成19年3月改訂の「かごしま都市マスタープラン」に掲げた「人口減少・超高齢化に対応したコンパクトな市街地を形成する集約型都市構造の実現」という基本理念に基づき、23年度に、中心市街地や地域生活拠点、団地や既存集落等の地域の核となる地区に、店舗等の生活利便施設を集約し、高齢者をはじめ多くの人が、徒歩・自転車、公共交通機関により日常生活が可能となる徒歩生活圏が形成されるよう、土地利用の誘導方針として、「鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプラン」を策定しております。	D
8	② 都市機能誘導区域について	既存公共機関である市電沿線地域を含めるべきではないでしょうか。	また、今回の素案の作成にあたっては、まちづくりの方向性として、この土地利用ガイドプランと同様に、「歩いて暮らせるまちづくり」をキーワードに、利便性の高いまちを維持するために、既存の施設を念頭に、中心市街地や副都心に大規模な商業施設を集積するとともに、地域生活拠点や団地核、集落核を基本として、生活利便施設を集約し、一定の人口密度を維持しながら歩いて暮らせる生活圏の形成を図るなどとしており、都市機能誘導区域の設定にあたっては、土地利用ガイドプランで設定した中心市街地、副都心、地域生活拠点、団地核、集落核を基本として設定しております。	D
9	② 都市機能誘導区域について	市電沿線にも都市機能誘導区域を設定してほしい。 特に環状部分は中心市街地と副都心の中継地点のような扱いになっていて、物寂しい。 荒田周辺は昔から住宅地であったことや大学もあることから、若者男女さまざまな人たちが暮らしている。今回の立地適正化計画にも適した地域のように感じる。	また、今回の素案の作成にあたっては、まちづくりの方向性として、この土地利用ガイドプランと同様に、「歩いて暮らせるまちづくり」をキーワードに、利便性の高いまちを維持するために、既存の施設を念頭に、中心市街地や副都心に大規模な商業施設を集積するとともに、地域生活拠点や団地核、集落核を基本として、生活利便施設を集約し、一定の人口密度を維持しながら歩いて暮らせる生活圏の形成を図るなどとしており、都市機能誘導区域の設定にあたっては、土地利用ガイドプランで設定した中心市街地、副都心、地域生活拠点、団地核、集落核を基本として設定しております。	D
10	② 都市機能誘導区域について	鹿児島市においては、いち早く緑化を採用するなど全国に誇るべき市電があります。この沿線には、鹿児島市総合戦略において掲げられている4つの重点戦略における各種機能（観光・医療・大学・中核都市）が集積されており、ここをあらたに都市機能誘導区域に設定することでコンパクトなまちづくりが体現出来るのではないのでしょうか？	なお、中心市街地を除く、市電沿線につきましては、「かごしま都市マスタープラン」では、地区整備の方針として平坦部住宅市街地ゾーンに位置付けられており、また、「土地利用ガイドプラン」では、一般商業ゾーンに区分され、商業の立地を促進する地域とする一方、広域的商業等の中心市街地等への集積を促進する観点から立地する商業施設等の規模を抑制することとしております。	D
11	② 都市機能誘導区域について	医療・福祉施設や商業施設、住居がまとまって立地＋公共交通機関により「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」が、掲げられています。 都市計画と公共交通の一体化という点からも、天文館～中央駅～鹿児島大学～武之橋の市電のループしている部分については、誘導区域に指定して、公共交通と一体となったまちづくりを強く打ち出すべきではないのでしょうか？	また、今回の素案の作成にあたっては、まちづくりの方向性として、この土地利用ガイドプランと同様に、「歩いて暮らせるまちづくり」をキーワードに、利便性の高いまちを維持するために、既存の施設を念頭に、中心市街地や副都心に大規模な商業施設を集積するとともに、地域生活拠点や団地核、集落核を基本として、生活利便施設を集約し、一定の人口密度を維持しながら歩いて暮らせる生活圏の形成を図るなどとしており、都市機能誘導区域の設定にあたっては、土地利用ガイドプランで設定した中心市街地、副都心、地域生活拠点、団地核、集落核を基本として設定しております。	D
12	② 都市機能誘導区域について	都市機能誘導区域については幹線道路沿いの商業地域などもっと範囲を広げてもよいのではないかと思います。	また、今回の素案の作成にあたっては、まちづくりの方向性として、この土地利用ガイドプランと同様に、「歩いて暮らせるまちづくり」をキーワードに、利便性の高いまちを維持するために、既存の施設を念頭に、中心市街地や副都心に大規模な商業施設を集積するとともに、地域生活拠点や団地核、集落核を基本として、生活利便施設を集約し、一定の人口密度を維持しながら歩いて暮らせる生活圏の形成を図るなどとしており、都市機能誘導区域の設定にあたっては、土地利用ガイドプランで設定した中心市街地、副都心、地域生活拠点、団地核、集落核を基本として設定しております。	D

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
13	③ 誘導施設について (喜入地域)	診療所を追加して欲しい。	素案においては、集落核の誘導施設を、集落機能の維持を図るため最低限必要な商業施設として、「150m以上の物品販売業を営む店舗」を設定したところですが、いただいたご意見を踏まえ、集落核においても、日常生活を営む上で必要な施設が徒歩圏に確保されるべきであると判断し、現在、既に立地している施設の維持という観点も踏まえ、商業機能に加え、医療機能・金融機能である「診療所等、銀行等」を追加したいと考えております。	A
14	③ 誘導施設について	集落核の誘導施設に診療所を追加できないか？		A
15	③ 誘導施設について	診療所や銀行を喜入中名町の集落核への誘導施設に追加してほしい		A
16	③ 誘導施設について	<p>(2) 都市機能誘導区域と誘導施設の設定について ○経済の活性化を考える上では、街のコンパクト化が経済の縮小を加速させる懸念があり、域外から交流人口を呼び寄せるまちづくりの視点も必要である。</p> <p>○本計画素案では、高次都市機能として中心市街地に誘導すべき施設を、大型商業施設(1万㎡以上)と病院、銀行に限定しているが、いづろ・天文館地区を中心とする中心市街地は、他都市との比較においても観光や交流を誘発する拠点となるホテルやコンベンション施設等が不足しており、これら高次都市機能の導入がまちづくりの課題となっている。人口減少時代下における地域の競争力を高める鹿児島市の産業振興上の観点、或いは、県都として住民に高度なサービスの提供を図る観点からも不可欠な機能であり、誘導施設に追加するべきである。 (概要版P10)(本編P68~P69)</p> <p>○また、居住誘導区域に良好な職住環境の維持・形成を図るため、現状、中心市街地に厚く集積しているオフィス等の業務機能が拡散することがないよう、誘導施設は十分に検討して設定して欲しい。</p>	<p>本市では、平成27年12月に策定した「鹿児島市まち・ひと・しごと創生 総合戦略」において、「しごとで活力を『つくる』」や「まちの魅力を『みがく』」など4つの基本目標を掲げ、交流人口の拡大など人口減少問題の克服に向けて全庁的に取り組んでいるところ。</p> <p>また、誘導施設の設定については、平成23年度策定の「鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプラン」において、中心市街地や副都心には「大規模集客施設等をはじめとする広域を対象とした商業機能の集積を促進する」としていることを踏まえ、商業・サービス機能の集積によりにぎわいのあふれるまちとするため、日常生活を営む上で必要となる商業・医療・金融の施設に加え、大規模な商業施設を設定したところであり、これらの誘導施設が都市機能誘導区域に立地していない場合は、これを誘導するため、また、既に立地している場合でも、これを維持していくために誘導施設として設定したところである。</p> <p>なお、国が示している「立地適正化計画の作成に係るQ&A」では、誘導施設は、都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設とされており、専ら都市の居住者以外の者の宿泊のみに特化した宿泊施設や、都市の居住者の共同の福祉や利便に寄与しないオフィス等の施設は、誘導施設として想定していないとされており。</p>	D
17	③ 誘導施設について	<p>今後の情報環境整備を考えるとあえて金融機関を設定する必要は無いかと考えます。</p> <p>地域としての魅力ある施設、市民も就業者も観光者も気軽に利用できる大規模な公園等の整備を希望します。</p>	誘導施設は、日常生活を営む上で必要となる商業・医療・金融の施設を設定したところであり、これらの誘導施設が都市機能誘導区域に立地していない場合は、これを誘導するため、また、既に立地している場合でも、これを維持していくために誘導施設として設定したところである。	D
18	③ 誘導施設について	<p>中心市街地や副都心に大規模商業施設を誘導するのは、見当違いとを感じる。 特に天文館のような歴史のある繁華街に新たな大規模店舗が参入すると、商店街全体の雰囲気がかすれたり、今まで営業してきた店舗からお客を取られたりすると思う。 たとえばUターンを考えている人等は、懐かしさを感じられなかったり、どこの都市とも同じ様になってしまい、帰郷する価値を見失うように感じる。 中心市街地や副都心には、専門的な店舗を複数配して、繁華街全体として大規模店舗を上回る価値を見出してもらいたい。</p>	誘導施設の設定については、平成23年度策定の「鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプラン」において、中心市街地や副都心には「大規模集客施設等をはじめとする広域を対象とした商業機能の集積を促進する」としていることを踏まえ、商業・サービス機能の集積によりにぎわいのあふれるまちとするため、日常生活を営む上で必要となる商業・医療・金融の施設に加え、大規模な商業施設を設定したところであり、これらの誘導施設が都市機能誘導区域に立地していない場合は、これを誘導するため、また、既に立地している場合でも、これを維持していくために誘導施設として設定したところである。	D

番号		項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
19	③	誘導施設について	<p>1. 都市計画に当たり不可欠な基本原則は投下資金の有効性である。当市の現状は南西部、谷山地区の過密化と東部、上町地区の過疎化は不均衡で投下資金の有効性はアンバランスである。しかも本現状は、地形的自然環境は具備しているが、人為的政策（都市計画等）により形成されたものである。従って過疎地区の活性化は投下資金の効率化からも不可欠である。</p> <p>2. しかしながら、活性化の重要地「鹿駅」地区の開発はその要素が存在しているが、活用されていない。以下、居住、職域、商業、学業、歴史娯楽等から人が集うまちづくりの「誘導施設」について提案する。</p> <p>3. 誘導施設について</p> <p>一、「交通センター」ビルの設置 「鹿駅」には既に交通が集約している。本題の実現に当たり最大の問題点は交通各機関の利権問題であるが、現状既にJR、市電、バス（市、鹿児島、南国、JR等）更に船舶も近隣にあり、集約化に各機関とも異存はないと考える。</p> <p>二、交通利用者（市民）にとっても乗換の利便性は向上し歓迎である。その具体的設備要件は</p> <p>①、傘なし乗換駅としてセンタービルとする。当市は他の都市と異なり*雨傘の外に、日傘、灰傘、の常備が不可欠で、通常のバス停、電停待ちは不快感憤懣である。本センタービルには上記「傘なし（不要）駅」として利便向上の外、集客引いては居住向上地域集成のため、次の要素・機能を具備したセンター駅とする。</p> <p>イ、大型小売店（道の駅、ショッピングセンター）、 ロ、体育館、アリーナ（防災避難所として外国居住者・観光客も含む機能保有） ハ、車両、降灰洗浄施設</p> <p>二、駐車場</p> <p>②、付随関連施設 <u>当センターに車が集約するのであり、当然車両道路整備が不可欠である。現在JR軌道で交通停滞問題もあり、JRとの協議、協調を得て稲荷町・鳥越トンネル上からJR軌道に階層（下駄履き）車道を鹿駅、及び長田陸橋まで設置しこれを本センタービルに直結する。又 この車道にJR軌道で分断している東西車道を連結する。</u></p> <p>4. 本件は机上計画であるが、実現には資金負担問題等 国、県、市、関係民間法人、等の地域住民等の協議・協調は不可欠であり、実現には最短でも5～10年は必要と考える。</p>	<p>素案における誘導施設としては、日常生活を営む上で必要となる施設が徒歩圏に確保されることとしていることから、商業・医療・金融の施設を設定しているところ です。</p> <p>なお、鹿児島駅周辺については、鹿児島駅周辺都市拠点総合整備事業により、交通結節機能の強化などの取組を進めているところです。</p>	D

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
20	④ 目標値の設定について	吉田区域は、吉野地区の区画整理による効果が期待できそうですが、	ご意見として承ります。	E
21	⑤ 都市機能及び人口密度を維持・確保するための誘導施策について	谷山地区では、区画整理や鉄道を持ち上げる工事でまちがどんどん良くなっていると感じています。今年の3月にせっかく鉄道が持ち上がったのだから、その下の駅、電停のまわりも利用者の使いやすさを考えて整備してやれば、鉄道や市電が便利になり、谷山に住みたいと思う人がもっと増えてくると思います。鉄道や市電が便利になり、利用が増えれば朝の通勤時間帯の道路渋滞も少なくなるのではないかと思います。谷山を魅力あるまちにするためにも、公共交通が利用しやすくなるような事業が必要だと思えます。	居住や都市機能の誘導のためには、支援策や誘導施策が必要であると考えており、いただいたご意見や庁内協議を踏まえ、当該地区における公共交通の利便性の向上や魅力あるまちづくりに資する施策を追加したいと考えております。	A
22	⑤ 都市機能及び人口密度を維持・確保するための誘導施策について	<p>(1) 居住誘導・都市機能誘導策について</p> <p>○立地適正化計画において、「人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されることを目的に、区域外からの居住の誘導を図る」として、改正都市再生特別措置法等では、誘導区域外の開発行為等に届出を課す規制策のほか、補助金や税制面での支援策が講じられている。</p> <p>○しかしながら、都市機能の誘導をより積極的に促進するためには、敷地が狭小で地価や維持コストの高い中心市街地における民間開発においては、土地の高度利用が前提となることから、さらに容積率の拡大等の土地利用面からの支援策・誘導策が必要である。 (概要版P11～P12) (本編P70、P73～P79)</p> <p>○また、都市機能を誘導する上では、国・県・市等の行政機関や、図書館・体育館等の公共サービス施設の集約が図られなければ、実効性が担保されない懸念がある。鹿児島市は平成27年度に公共施設等総合管理計画を策定しているが、併せて、今後の公共施設の更新時の立地等の方針も明確にされなければならない。</p>	居住や都市機能の誘導のためには、支援策や誘導施策が必要であると考えており、今後、いただいたご意見を踏まえ、施策の充実を図りながら、計画を推進してまいりたいと考えております。	C

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
23	⑤ 都市機能及び人口密度を維持・確保するための誘導施策について	<p>(4) 公共交通による拠点間のネットワークの確保について ○本計画では、鹿児島市都市計画区域と併存する4つの旧町域の都市計画区域は公共交通体系により網羅されているとの評価がなされ、その中心市街地・副都心と団地核・集落核を結ぶ交通ネットワークとしては、主にバスが想定されている。</p> <p>○居住誘導区域の設定に際し、吉田など4旧町域については、鹿児島市都市圏で設定したバス運行頻度(日片道30本以上、ピーク時3本以上)の基準は用いず、バス停の有無を根拠として「生活利便が確保される区域」と位置付けている。</p> <p>○しかしながら、概して郊外の団地・旧町の集落はバスの運行本数が少なく、幹線道路等の整備が進まず渋滞が慢性化している箇所も多く、ネットワークとして十分に機能しているとは言いがたい状況である。</p> <p>○今後、鹿児島市におけるコンパクト化とバス交通網の維持強化は密接不可分の関係にあることから、機能確保の努力を民間にのみ負わせることなく、官民一体となって取り組む必要がある。</p> <p>○併せて、市民の生活利便の観点からもバス交通の定時性確保は不可欠であり、渋滞解消を図るため、東西・南北幹線道路等主要道路の整備促進に一層努めるべきである。</p>	<p>居住や都市機能の誘導のためには、支援策や誘導施策が必要であると考えており、今後、いただいたご意見を踏まえ、施策の充実を図りながら、計画を推進してまいりたいと考えております。</p>	C
24	⑥ 素案全体について	<p>コンパクトシティ・ネットワークは今後の流れかと考えますが、その地域間について今後どのような対策を考えていくのでしょうか。何もしないとただ寂れるだけと考えます。</p>	<p>コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えのもと、コンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークとの連携を行いながら、施策を推進していくこととしております。</p>	B
25	⑥ 素案全体について	<p>H24年3月に策定された『鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプラン(1)』の内容と今回策定されようとしている『かごしまコンパクトなまちづくりプラン(2)』に違いがないように見受けられます。(1)策定から約5年を経て、(1)をベースに「現在(2016年)」、そして、次の5年先を見据えた更新を行った上で今回の素案そして原案とすべきではないでしょうか。</p>	<p>かごしま都市マスタープランは当初策定の13年度から20年後に計画目標を置いて、長期的な都市づくりを進める基本方針であり、「鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプラン」は、19年3月改訂の同マスタープランに掲げた「人口減少・超高齢化に対応したコンパクトな市街地を形成する集約型都市構造の実現」という基本理念に基づき、23年度に策定しており、今回の素案についても、これらと整合を図りながら作成したものです。</p>	D
26	⑥ 素案全体について	<p>かごしまコンパクトなまちづくりプラン(立地適正化計画)【素案】の中で、鹿児島市が作成した鹿児島市防災マップ(平成24年3月・平成25年3月)を生かしているのでしょうか？ 特に、鹿児島湾直下型地震を想定した、津波被害想定というものがされていないように思われます。 津波被害を想定しているとしたら、高台の吉野などに拠点を置くものだと思いますが、いかがでしょうか？</p>	<p>素案においては、「鹿児島湾直下」や「南海トラフ」などの地震や「桜島の海底噴火」を想定した津波浸水想定区域の一部が、居住誘導区域に該当しておりますが、本市では、津波ハザードマップを作成し、津波浸水想定区域や避難場所等について住民へ周知するなど、警戒避難体制が整備されていると判断したことから、居住誘導区域から除外していないところです。</p>	D

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
27	⑥ 素案全体について	<p>(5) 行政コスト削減の取り組みについて ○今後、人口減少が進む中で、税収の減少や人口分散による相対的な行政コストの増大は不可避であり、行政サービスの維持と財政の両立の観点からも、コンパクトなまちづくりの推進は必要である。</p> <p>○しかしながら、立地適正化計画は、域外に居住する市民に対して、人口密度の高い地域への住み替え等の負担を将来にわたって求めるものであることから、市民へ高い負担を課す上では、鹿児島市の行政コストのムダを省く努力も欠かせない。</p> <p>○例えば、累積赤字が50億円を超え、一般会計から多額の赤字補てんがなされている公営バス事業の民営化や、人口減少社会を見据えた議員定数の削減など、自らが身を切る具体的な行政改革を先行するべきである。</p>	ご意見として承ります。	E
28	⑥ 素案全体について	<p>昨年の仙巖園世界遺産登録や2018年明治維新150周年、大河ドラマ西郷どん 2020年燃ゆる感動鹿児島国体など、鹿児島市は今後ますます全国でも注目されます。コンパクトプラスネットワークを念頭に将来を見据えた素案を策定いただけますことを切に願います。</p>	ご意見として承ります。	E
29	⑦ その他	「しごと」、「子そだて」の充実をお願いしたい。	本市では、平成27年12月に策定した「鹿児島市まち・ひと・しごと創生 総合戦略」において、「しごとで活力を『つくる』」や「結婚・出産・子育ての希望を『かなえる』」など4つの基本目標を掲げ、人口減少問題の克服等に向けて全庁的に取り組んでいるところです。	E
30	⑦ その他	吉野中央通りの交通渋滞の解消	ご意見については、関係部署にお伝えいたします。	E
31	⑦ その他	<p>吉野、吉田地区について、小学校の所在地が不適切！ 用地の確保の問題もあるでしょうが、居住地域の中心地に設置してほしい。</p> <p>吉野南部、宮小学校の移転。</p>	ご意見については、関係部署にお伝えいたします。	E
32	⑦ その他	<p>また、環状線のような市電のあり方も検討すべきです。 世界の主要な都市においては環状線は、観光客および住民にとってメインインフラです。 定時制の低いバス等で郊外に出ていくよりも、バリアフリーのすすんだ車両を多く走らせる電車交通網エリア帯に都市機能が充実することが、真のコンパクトシティへの近道になると考えます。</p>	ご意見については、関係部署にお伝えいたします。	E
33	⑦ その他	また、環状線のような市電のあり方も検討すべきではないでしょうか？		E

番号	項目		市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
34	⑦	その他	マリンポート機能の分散（中央港へ）	ご意見として承ります。	E
35	⑦	その他	<p>（6）まちづくりへの官民連携手法・官民対話のしくみの導入について</p> <p>○少子高齢化による税収減や扶助費の増加、公共建築物の老朽化対応は全国の自治体の共通課題である。他都市においては、公共施設の跡地活用や老朽化した公共建築物の立替等に、民間のアイデアや資金を活用する動きが広がっており、国も10年ぶりにPFI法を改正してこうした動きを後押ししつつある。</p> <p>○今後、鹿児島市においても、PFI・PPP、定借活用などの官民連携手法や、公共地利活用等に際して幅広く民間からアイデアを求める仕組みの導入が望まれる。</p>	ご意見として承ります。	E